

本市における第8期介護保険料について

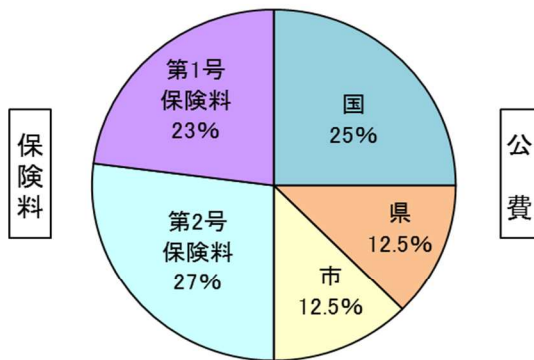
1 第8期介護保険事業計画における事業費の見込み

介護サービスの利用見込み等を基に第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）における事業費を算定した結果、「介護給付費」が約2,952億円、「地域支援事業費」が約168億円、合計で約3,120億円と見込んでいます。

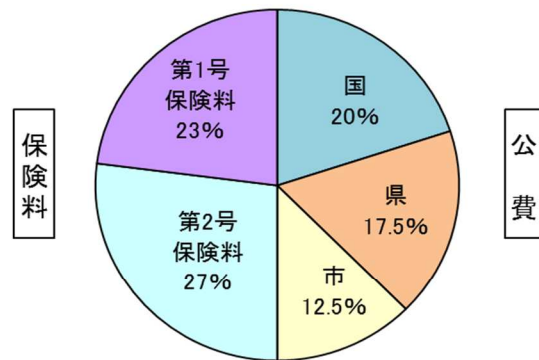
費用区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護給付費	963億円	986億円	1,003億円	2,952億円
地域支援事業費	54億円	56億円	58億円	168億円
介護予防・日常生活支援総合事業	35億円	36億円	37億円	108億円
包括的支援事業・任意事業	19億円	20億円	21億円	60億円
合計	1,017億円	1,042億円	1,061億円	3,120億円

2 介護給付費等の負担割合

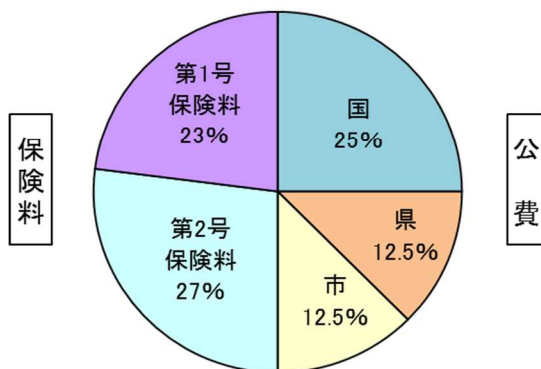
介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分1割（一定以上所得がある人は2割又は3割）を除いた残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、第7期と同じく、第2号被保険者との全国の人口比により23%となります。



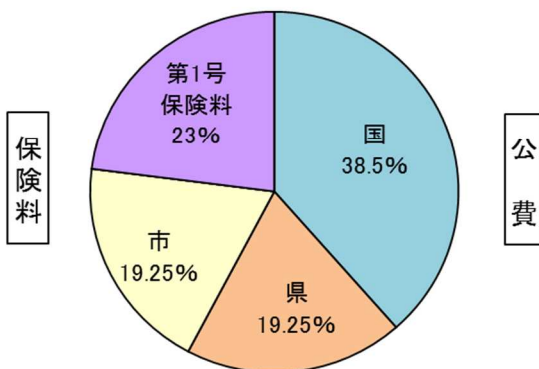
【居宅給付費】



【施設等給付費】



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】

3 第8期介護保険料について

(1) 保険料段階の設定について

これまでの本市の保険料段階は、国の示す標準モデル（9段階）に対し、負担能力を考慮した「12段階」で設定していました。

第8期保険料段階の設定にあたっては、さらに負担能力に応じたきめ細やかな保険料を設定するために、課税層段階の見直し等を行うことで、「13段階」の設定とします。

ア 第6段階の細分化（増設）

第7期における「第6段階」を、「新第6段階（合計所得金額が80万円未満）」と「新第7段階（合計所得金額が80万円以上120万円未満）」に細分化（増設）します。また、収入に占める保険料負担を軽減するため、新第6段階の保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は1.1とします。

イ 高所得者層の保険料率を引上げ

新第6段階の保険料率引下げによる保険料減収分については、高所得者層（新第11～13段階）の保険料率を引き上げることで対応します。具体的な保険料率は、新第11段階（1.75⇒1.8）、新第12段階（2.0⇒2.05）、新第13段階（2.1⇒2.15）となります。

ウ 国の基準に応じた変更

新各段階を区分する基準所得金額（境界所得）を、国が変更することに伴い、当該金額に応じた変更を行います。具体的には、新第9段階と新第10段階の境界所得（200万円⇒210万円）、新第10段階と新第11段階の境界所得（300万円⇒320万円）となります。

(2) 公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法に基づいた、公費による低所得者（市民税世帯非課税の人）の保険料軽減について、引き続き実施します。

(3) 介護報酬の改定について

令和3年度からの介護報酬の改定については、令和2年12月17日の予算大臣折衝に基づき、全体で「0.7%」の引き上げとなる予定です。本市の次期介護保険料は、この影響を踏まえて算定します。